

年頭挨拶 しあわせ実感都市 瀬戸内を目指して



瀬戸内市長
武久 顕也

新年あけましておめでとうございます。
皆様方には、穏やかな新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

昨年は、「平成」という一つの歴史が幕を閉じ、「令和」という新たな時代が始まった特別な年となりました。暮らしを取り巻く環境が大きく変わり、地域の課題が多様化・複雑化する中、今年瀬戸内市では、市民の皆様により豊かさを実感していただくための取り組みを進めていきます。

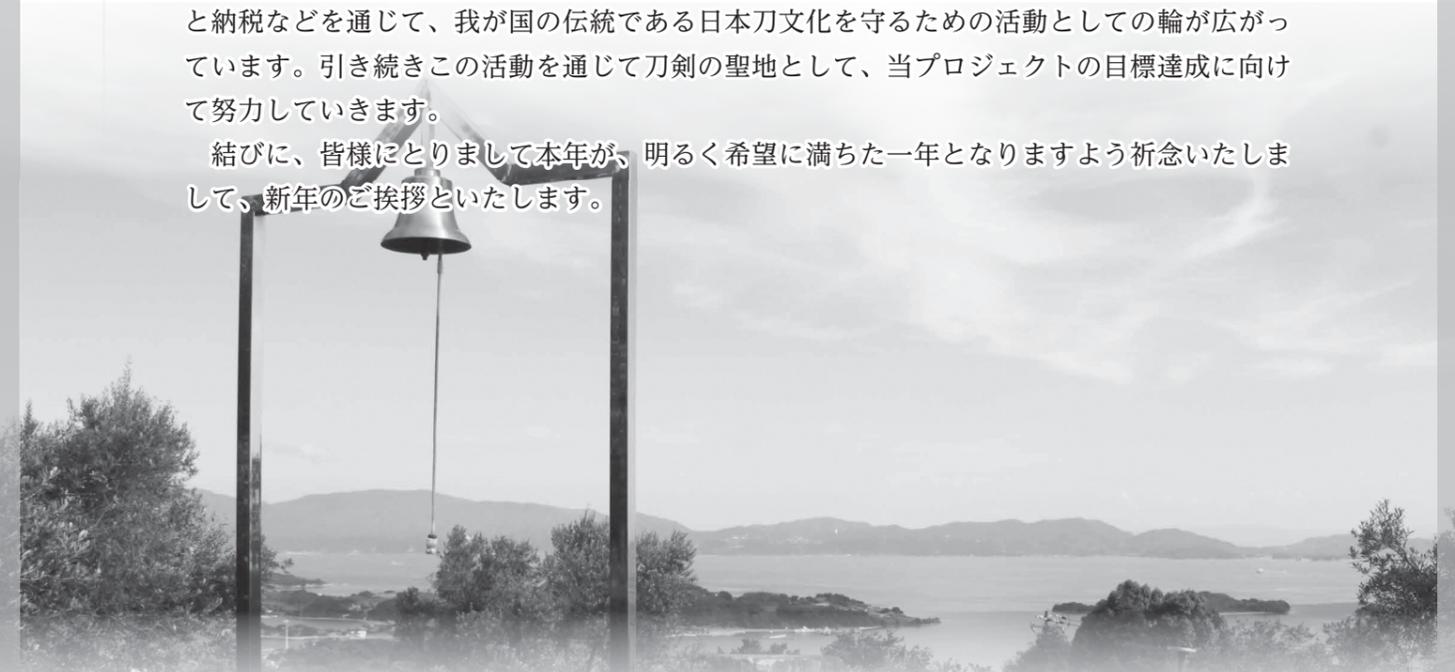
瀬戸内市には、全国に誇れる歴史、文化が数多くあります。これを市の財産として、有効に活用し、次の世代に引き継いでいくことで、市民の皆様がこれを誇りと感じ、観光や経済活動にも繋げていきたいと考えています。

また、今年は「第2期瀬戸内市太陽のまち創生総合戦略」の開始年度に当たることから、子育てしやすく、子どもたちの笑顔があふれるまちを目指して、保育施設の充実や、子ども広場の整備に力を入れていきます。

さらに、近年頻りに発生している大規模災害に対応するため、早期の避難を呼びかけるための新たな防災情報の伝達手段の検討や、防災リーダーの養成などによる地域防災力の向上に努めてまいります。

「山鳥毛里帰りプロジェクト」は、市内外の多くのご支援くださる皆様のおかげでふるさと納税などを通じて、我が国の伝統である日本刀文化を守るための活動としての輪が広がっています。引き続きこの活動を通じて刀剣の聖地として、当プロジェクトの目標達成に向けて努力していきます。

結びに、皆様にとりまして本年が、明るく希望に満ちた一年となりますよう祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。



令和元年分確定申告



- ・所得税の確定申告について 西大寺税務署 ☎086-942-3815
- ・市県民税の申告について 税務課 ☎0869-22-1114

申告が必要な人は
早めに準備をしましょう

所得税と市県民税の申告相談が、令和2年2月17日(月)から3月16日(月)まで行われます。申告が必要な人は、早めに書類などの準備をしましょう。

申告会場の開設は、申告相談の期間中のみとなりますが、所得税の還付に関する申告書は1月から税務署に郵送などで提出できます。

確定申告書は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/>)「確定申告作成コーナー」から作成できますので、ぜひご利用ください。

申告にあたっての注意事項

青色申告、消費税申告、住宅借入金等特別控除、株式、土地などの譲渡所得、本人死亡の場合の申告相談は、税務署が開設する申告相談を利用してください。

※市が開設する会場の開催日



税務署の確定申告相談

- ▷相談日時 令和2年2月17日(月)～3月16日(月)
午前9時～午後5時(受付は午前8時30分から午後4時まで)
※混雑状況によって、午後4時前に受付を終了する場合があります。
- ▷会場 西大寺税務署(岡山市東区西大寺中2-24-13)
※来場の際は、公共交通機関をご利用ください。
※土・日・祝日は申告相談を行いませんが、2月24日(月)、3月1日(日)に限り、ママカリフォーラムで申告相談を行います。

程は、広報せとうち2月号に掲載します。

※e-Taxは市の申告会場には設置していません。

※確定申告書は、パソコン・スマートフォンからも作成できます。令和2年1月からは、スマホ専用画面を利用できる人の範囲が広がりますので、ぜひご利用ください。

e-Taxの利用

e-Taxを利用して所得税の申告書を提出すると、一部添付書類の提出が省略できる場合があります。
HP <http://www.e-tax.nta.go.jp/>

社会保険料控除の対象金額を確認しましょう

平成31年1月1日から令和元年12月31日までに支払った国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料は、所得税や市県民税の社会保険料控除の対象

となります。

ただし、年金から直接差し引かれた場合は、直接差し引かれた年金受給者本人の控除となり、口座振替や納付書で支払った場合は、実際に支払った人の控除となります。領収書や通知、通帳で確認し、申告書に記入してください。

また、市に納付した保険料、保険料については、申告書に領収書を添付する必要はありませんが、1年間の支払額を知りたい人は、本人確認できるもの(運転免許証など)を持参の上、税務課へお問い合わせください。

スマホ専用画面で 確定申告書を送信!

スマホ専用画面で申告できる人

- 【収入】
- ・給与所得者(2カ所以上の給与所得がある人にも令和2年1月から対応しています)
 - ・年金収入、副業などの雑所得がある人



マイナンバーカード対応のスマートフォンを使えば、e-Taxで送信できます。詳しくは、国税庁ホームページで確認ください。



国税庁ホームページ